

板妻南団地 4期工業団地の概要

板妻南工業団地第4期（中小規模の分譲予定）

所在地：御殿場市板妻830番地付近

対象業種：製造業、研究所、物流施設

全体面積：約4.4ha

面積： 区画1 7,260㎡（うち法面2,920㎡）

区画2 5,880㎡（うち法面860㎡）

区画3 6,560㎡（うち法面1,260㎡）

区画4 7,780㎡（うち法面2,010㎡）

分譲予定価格：約9万円/坪（見込みであり、造成工事完了後に確定します）

給水計画：・50～75mmの上水道の配管を区画境界まで設置するのでそこから引き込む。

・「御殿場市地下水の採取に関する要領」に基づき井戸の設置が可能。

電力：東京電力管内から配電予定

※特別高圧は東京電力と別途協議が必要です。

ガス等：LPGにて対応。天然（都市）ガスの利用も可能。

※天然ガスの利用については、ガス供給会社と別途協議が必要です。

引渡し予定時期：令和6年7月

募集予定期間：令和3年度中の募集開始を予定

選考方法：審査会を経て決定いたします。なお、この審査会では優先交渉権の順位を決定します。

なお、当団地への企業誘致は「御殿場型セミオーダー方式」にて行います。

※御殿場型セミオーダー方式とは…

進出希望企業から事前に必要な用地面積や時期を伺い、その要望を最大限生かして区画の大きさ等を決定し、区画ごとに用地買収・造成を行う方式です。

スケジュール（予定）

公募 令和3年度～令和4年夏頃

審査会 令和4年8月頃

伐採・伐根・枝葉処分 令和4年10月～12月

覚書締結 令和4年12月

造成工事 令和4年12月～令和6年2月

区画引き渡し 令和6年7月

御殿場市の企業に対する補助制度

御殿場市では下記の通り幅広い業種への補助金制度を設けております。

・地域産業立地促進事業費補助金

(新たに土地を購入する場合に該当)

補助対象：土地と雇用に対する補助金

対象業種：製造業、物流施設、研究所

補助率：土地購入費の20～40%

新規雇用1人につき25～50万

市外からの異動従業員1人につき25万円

限度額：2～4億円

主な要件：用地取得面積2,000㎡以上、
当該事業所従業員数10人以上、
新規雇用従業員数1人以上 など

その他：交付する補助金の1/2を静岡県が負担

・雇用創出促進事業費補助金

(土地を購入しない大規模な設備投資による雇用増の時に)

補助対象：雇用に対する補助金

対象業種：製造業、物流施設、研究所、

商業施設、宿泊施設、博物館等

補助率：新規雇用1人につき25～50万円

市外からの異動従業員1人につき25万円

限度額：2億円

主な要件：当該事業所従業員数30人以上

新規雇用従業員数10～15人以上

設備投資額1億円以上

その他：御殿場市独自の補助制度

・設備投資事業費補助金

(大中企業向け)

補助対象：固定資産税（家屋・償却資産）、
都市計画税に対する補助金

対象業種：製造業、物流施設、研究所、
商業施設、宿泊施設、博物館等

補助率：設備投資に伴い新たに課税される
固定資産税と都市計画税に相当
する額（最大3年間）

限度額：年5千万円

※3年間の合計額は1億円を限度とする

主な要件：設備投資額1億円以上、
当該事業所従業員数5～10人以上、
新規雇用従業員数1人以上

その他：平成29年4月1日施行

・新規産業立地補助金

補助対象：新設・増設、企業の設備投資に対する補助金

対象業種：製造業、物流施設、研究所

補助率：建物建設費及び機械設備購入費等の経費の
10%（成長分野・研究所）または7%（その他工場・物流施設）

限度額：10億円（成長分野・研究所）または
7億円（その他工場・物流施設）

主な要件：設備投資額5億円以上（成長分野・研究所）
設備投資額1億円以上（その他工場・物流施設）
当該事業所従業員数5～10人以上、
県内雇用従業員数1人以上など

その他：静岡県の補助制度

注意事項

地域産業立地促進事業費補助金と雇用創出促進事業費補助金は併用できません。